
平成 28 年度税制改正に関する要望

平成 27 年 7 月

一般社団法人 日本損害保険協会

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

我が国経済は、企業収益の拡大により緩やかな景気回復基調が続いており、いわゆる「アベノミクス」の政策効果が浸透しつつあります。さらに政府は、デフレ脱却・経済再生をより確実なものとするために、法人実効税率の引き下げ等を実施し、そうした政策効果を賃金の上昇・消費の拡大につなげていくという経済の好循環を力強く回転させようとしております。

しかしながら近年では、自然災害が想定をはるかに超える規模・頻度で発生しており、国民生活を大きく脅かしております。損害保険会社では、巨大自然災害に対して保険金支払責任を全うすべく、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金として積み立ててまいりましたが、東日本大震災以降の度重なる巨大自然災害への保険金支払により、大幅な取崩しを余儀なくされました。さらに、平成 26 年 2 月の首都圏を襲った大雪により、約 3,200 億円もの保険金支払が発生し、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。今後も損害保険業界が、巨大自然災害にあっても確実に保険金をお支払するという社会的使命を全うするためには、異常危険準備金の残高を早期に回復することが喫緊の課題であると考えております。

その他、昨今の国内外の環境変化に伴い、損害保険業界では固有の課題が顕在化してきております。国際課税の分野においては、経済協力開発機構（OECD）を中心に税制の国際的協調の検討がすすめられておりますが、我が国のタックスヘイブン対策税制では、適用除外基準が本来の趣旨と合致していない問題が残っており、国際競争上不利となる恐れがあります。また、国内においては、平成 29 年 4 月に消費税率が引き上げられることとなりますが、保険料が非課税である損害保険では、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が、税率引き上げに伴って拡大していくことが懸念されます。これらの課題を解消する対策の検討を進めていくことが必要であると考えております。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。

このような観点から、平成 28 年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

| | |
|---|----|
| 平成 28 年度税制改正要望項目 | 2 |
| 1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 重点要望項目 | 4 |
| 1) 現行の積立率 5%を維持すること | |
| 2) 洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること | |
| 2. タックスヘイブン対策税制の見直し | 6 |
| 3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて | 7 |
| 4. 確定拠出年金に係る税制上の措置 | 8 |
| 5. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止 | 9 |
| 6. 受取配当等の二重課税の排除 | 10 |
| 7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続 | 11 |

平成 28 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

| 要望内容 | 現行税制 |
|--|--|
| 1) 現行の積立率 5%を維持すること ・ 積立率 5%のうち 3%は経過措置 【経過措置は平成 27 年度で期限切れ】 | 積立率は、保険料の 5% ・ 本則積立率 2%+平成 27 年度までの経過措置 3% ・ 残高率が 30%を超える場合は、 保険料の 2% (本則積立率) |
| 2) 洗替保証率を現行の 30%から 40%に引き上げること ・ 本則積立率となる残高率も同様に 引き上げ | 洗替保証率は、保険料の 30% |

2. タックスヘイブン対策税制の見直し

| 要望内容 | 現行税制 |
|-------------------------------------|---|
| タックスヘイブン対策税制における 適用除外基準の見直しを行うこと | 英国のロイズマーケットでは、現地法規制により、適用除外基準を満たせない会社があるため、トリガー税率に抵触した場合、合算課税の対象となる |

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

| 要望内容 | 現行税制 |
|---|--|
| 税率の引き上げに伴って拡大する、損害 保険に係る消費税制上の課題（「税の累積」 「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な 対策を検討すること | 保険料が非課税である損害保険に おいては、「税の累積」や「税の中立性 の阻害」等の課題が存在している |

4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

| 要望内容 | 現行税制 |
|--|-----------------------------------|
| 確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること (平成 28 年度までは経過措置により課税停止) | 平成 28 年度まで課税停止措置税率は約 1.2% (地方税含む) |

5. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

| 要望内容 | 現行税制 |
|---------------------------------|---|
| 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること | 完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにもかかわらず、配当金支払には源泉徴収が必要 |

6. 受取配当等の二重課税の排除

| 要望内容 | 現行税制 |
|---|--|
| 受取配当等の益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと | 持株比率 5% 以下の株式について、益金不算入割合は平成 27 年度より 20% (保険会社は 40%) |

7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

| 要望内容 | 現行税制 |
|--|-------------------------|
| 既に収入金額を課税標準 (100% 外形標準課税) としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること | 収入金額による外形標準課税標準税率は 0.9% |

(注) 現行税制：平成 27 年度適用される税制

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

<要望内容>

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、

1) 現行の積立率5%を維持すること

・積立率5%のうち3%は経過措置【経過措置は平成27年度で期限切れ】

2) 洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること

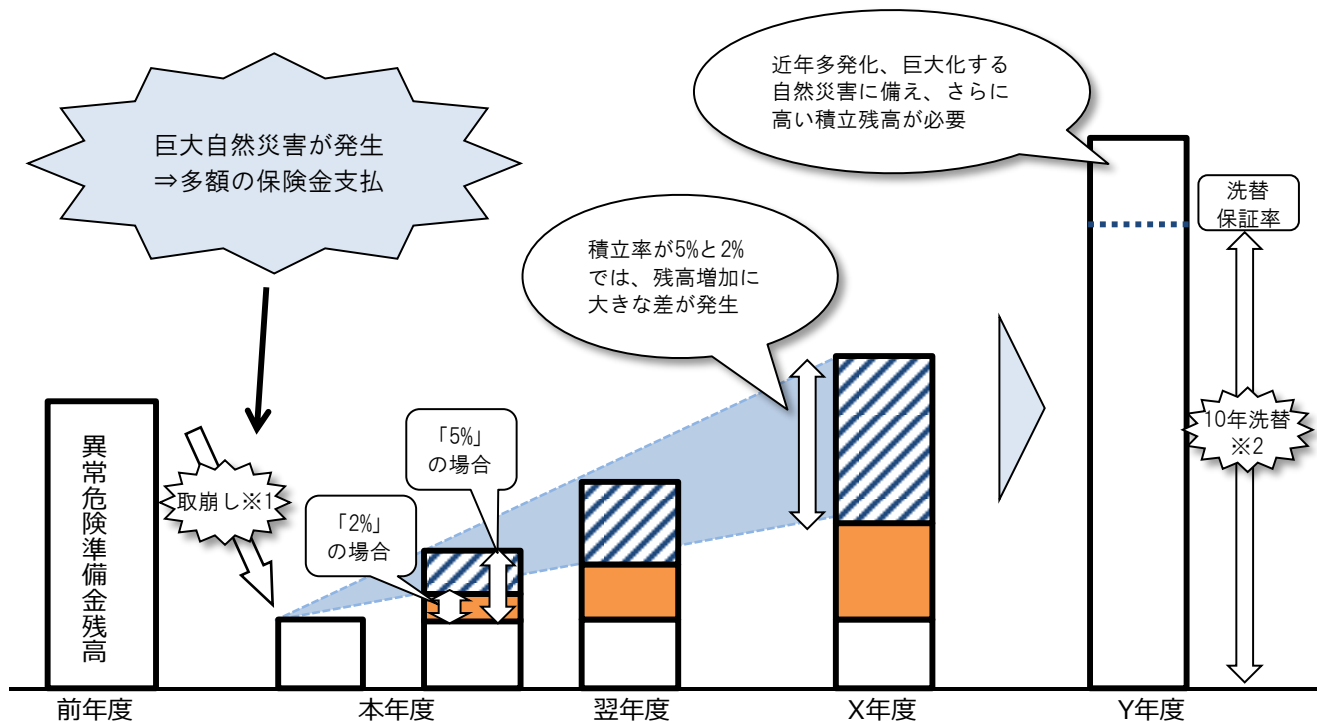
・本則積立率となる残高率も同様に引き上げ

<要望理由>

- 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。
- 平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。
- しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされました。さらに、平成26年2月の首都圏を襲った大雪により、約3,200億円もの保険金支払が発生し、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。
- 損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な異常危険準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、大幅に減少した残高を早期に増加させることが必要不可欠と考えます。平成27年度で経過措置(3%)の期限が切れることとなりますが、経過措置期限切れ後の2%では早期の積み立ては不可能であり、現行の積立率5%の維持が必要と考えます。
- また、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年の台風19号、平成16年の複数の台風、平成23～26年の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約5,400億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引き上げ^(※)が必要と考えます。 ※本則積立率(2%)となる残高率(30%)も同様に引き上げ
- これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

<ご参考>

【火災保険等に係る異常危険準備金制度の概要】



※1 取崩し：火災グループ全体の損害率（支払保険金÷収入保険料）が50%を超える場合、その超過額を準備金残高から取り崩す。

※2 10年洗替：準備金残高が積立限度（収入保険料×洗替保証率）を超える場合は、原則としてその超過額を11年目以降の積立部分から取り崩す。現在の洗替保証率は30%

【過去の大規模保険金支払（支払額1,000億円以上）】

| 発生年 | 巨大自然災害 | 元受保険金支払額 (億円) |
|-------|--------|------------------|
| 平成 3年 | 台風19号 | 5,680 |
| 平成10年 | 台風 7号 | 1,599 |
| 平成11年 | 台風18号 | 3,147 |
| 平成12年 | 東海豪雨 | 1,030 |
| 平成16年 | 台風16号 | 1,210 |
| | 台風18号 | 3,874 |
| | 台風23号 | 1,380 |
| 平成18年 | 台風13号 | 1,320 |
| 平成23年 | 台風15号 | 1,123 |
| 平成26年 | 2月雪害 | 3,224 |

平成16年は、10個の台風が上陸 ⇒ 約7,400億円の損害

2. タックスヘイブン対策税制の見直し

<要望内容>

タックスヘイブン対策税制における適用除外基準の見直しを行うこと

<要望理由>

- 現在、国際課税の分野において、経済協力開発機構（OECD）を中心に税制の国際的協調の検討がすすめられております。
- 我が国においては、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する等の観点から、外国子会社合算税制（以下、「タックスヘイブン対策税制^(注1)」と表記）のトリガー税率（諸外国における法人所得に対する税負担が我が国の法人所得に対する税負担に比して著しく低いとされる税率）が、平成 22 年度税制改正において 25%以下から 20%以下に、また、平成 27 年度税制改正において 20%以下から 20%未満に引き下げられました。

(注1)「タックスヘイブン対策税制」

タックスヘイブン（租税回避地）といわれる国、地域に所在する子会社等を通じて租税回避を図る行為を規制するために、トリガー税率に抵触する軽課税国に存在する一定の外国子会社等を「特定外国子会社等」とし、我が国における親会社の所得に合算して課税する制度である。

- タックスヘイブン対策税制の適用に際しては、トリガー税率の水準に抵触した場合であっても、当該子会社等の事業内容や事業実体等に照らして租税回避目的でないことを示す「適用除外基準」を満たせば、タックスヘイブン対策税制の適用対象外となります。
- しかしながら、日本の損害保険会社が進出している英国のロイズマーケット^(注2)においては、ロイズ法等の規定により機能別に会社を分社^(注3)することが求められており、現行の会社別に判別する「適用除外基準」を満たすことが困難となることが想定されます。そのため、仮に英国の実効税率が現在の 20%から引き下げられた場合には、タックスヘイブン対策税制の適用対象となってしまいます。こうした租税回避行為ではないことが明らかなケースは、タックスヘイブン対策税制の本来の趣旨を踏まえ適用対象外とすべきであり、実態に即して適用除外基準を見直すことが必要であると考えます。

(注2) 英国のロイズマーケット

17世紀後半にロンドンに誕生した世界最古かつ最大の保険市場であり300年以上の歴史を持つ。高い専門性と高度な技術を駆使し、新たなリスクや特殊なリスクを含めた多様なマーケットを形成し世界中からリスクとノウハウが集積されている。また特徴として単一の保険会社ではなく、ロイズ法等により規定された様々な参画主体により運営されている。

- (注3) マネージングエージェント（保険の引き受け実務や保険金の支払業務等を担う）とメンバー（資本提供し保険金支払責任を負う）を別会社とすることが求められている。

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

<要望内容>

**税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題
（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること**

<要望理由>

- 平成 27 年度の税制改正により、平成 27 年 10 月に予定していた消費税率 10%への引き上げについては、平成 29 年 4 月に実施されることとなりました。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっています。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という 2 つの課題を発生させています。

【課題 1】「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっています。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

【課題 2】「税の中立性の阻害」について

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般の事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しています。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することになります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

- 付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施してきています。我が国においても、税率の引き上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

4. 確定拠出年金に係る税制上の措置

<要望内容>

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（平成 28 年度まで経過措置により課税停止）

<要望理由>

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。
- こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。
- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約 1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
- 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成 28 年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

5. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

<要望内容>

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

<要望理由>

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成 22 年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。
- 一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の 20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に金利負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

6. 受取配当等の二重課税の排除

<要望内容>

受取配当等の益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

<要望理由>

- 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした受取配当等の益金不算入制度の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。
 - しかしながら、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率 5%以下の株式について、益金不算入割合が 50%から 20%に引き下げられました。^(注)
- (注) 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。
- 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。
 - 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

7. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

<要望内容>

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

<要望理由>

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。また、平成 20 年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。これらの制度とも関連して平成 27 年度税制改正大綱において、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。
- 損害保険業に係る法人事業税は、昭和 30 年より収入金額を課税標準とする 100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、平成 27 年度の税制改正により、平成 28 年度までに 2 分の 1 まで拡大するものの、所得割も 2 分の 1 部分残されています。このため、仮に上記 4 業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。
- しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。